

職員の懲戒処分について（公表）

今般、当機構の職員について、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、当機構の懲戒規程に基づき公表します。

記

1. 被処分者

所 属：量子ビーム科学研究部門 高崎量子応用研究所
役 職：次長級
性 別：男
年 齢：50歳代

2. 処分内容

諭旨解雇

3. 処分年月日

平成29年12月22日（金）

4. 事案の概要

平成29年6月11日（日）、被処分者は、茨城県内において自家用車を酒気帯び状態で運転し、被害車両2台を巻き込む交通事故を起こすとともに被害車両に乗車していた3名を負傷させたことにより、道路交通法違反（酒気帯び運転等）及び自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）で逮捕・起訴され、11月16日（木）に水戸地方裁判所より懲役1年4月、執行猶予3年の刑事処分を受けた。

以 上

【問い合わせ先】

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
経営企画部広報課長 広田 耕一
電話 043（206）3026